

第1章 沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

松江城は慶長 16 (1611) 年の築城以降、戦禍や大きな自然災害に遭うことなく明治維新を迎え、明治の廃城令に伴い館、櫓、門などの建造物は取り払われたが、創建当時の構えをよく残す天守が遺存する城跡として、昭和 9 (1934) 年に国の史跡に指定された。翌 10 (1935) 年には天守が国宝に指定され、昭和 25 (1950) 年文化財保護法に基づき重要文化財に改称された。

また、昭和 26 (1951) 年には、松江市が松江城に代表される明媚な風光と貴重な文化財を有することから、「松江国際文化観光都市建設法」に基づく国際文化観光都市に指定され、更に城山一帯は昭和 32 (1957) 年に都市計画公園に指定された。それ以降は、城山公園の名称で歴史公園としても市民や多くの内外からの観光客に親しまれてきた。

しかし、城内では石垣の破損や建築遺構の埋没が進行するとともに、城外周辺地でも都市化の進展により歴史的建造物が漸減し、堀割の一部も埋め立てられるなど松江城を取りまく環境には大きな変化が生じていた。

松江市では、「史跡松江城環境整備 5 ヶ年計画 (昭和 45 (1970) 年)」や「松江市観光基本計画 (平成元 (1989) 年度)」を定めて環境の変化に対応してきたが、城内のみならず、周辺地域の用途の適正配置、交通計画、河川、緑地計画などを包含し、城郭を中心とした地域全体の景観計画に基づく環境整備指針の策定が急務となった。

そのため、平成 3 (1991) 年に史跡松江城整備検討委員会 (以下、「検討委員会」という) を設置し、平成 5 (1993) 年 11 月には史跡松江城環境整備指針 (以下、「環境整備指針」という) としてまとめた。

以降史跡松江城の整備は、この環境整備指針に基づいて進めており、同指針に定められた整備計画の内、主なものについてはほぼ完了した。とはいえ、環境整備指針の策定後 20 年以上が経過し、環境や社会情勢も大きく変化して新たな課題も発生している。

第2節 計画の目的

「環境整備指針」以降、20 年以上が経過し、その間、城内の樹木は成長を続けその結果、石垣や地下遺構の保存に悪影響を及ぼし、天守の眺望も遮るようになった。また、戦前戦後にランダムに受け入れた記念植樹や、公園整備の目的で植栽された樹木が、結果的に適切ではなかったため、江戸時代から残る植生にも影響する懸念があるなど、樹木の保護と整理が大きな課題となった。更に、城内の民有地の公有地化の推進とその後の活用、それに伴う市道城山線の今後の取扱いなども直近の課題となってきた。加えて、ここ数年指摘されるようになった二之丸の排水機能の脆弱性や、城内の照明設備の不足の問題、現県庁として機能する三之丸及びその周辺地の今後の取扱い等々、新たに発生した問題や「環境整備指針」策定後も未解決となっている課題もいくつか残っている。それらの諸課題を、ここにクローズアップして、その解決への展望を明らかにし、今後の史跡の保全と管理に万全を期すると共に、歴史公園としての活用を図るための諸整備を推進することを目的として、改めて史跡松江城保存活用計画 (以下、「保存活用計画」という) を定めるものである。

この保存活用計画に先行して平成 25 年度に策定した重要文化財松江城天守保存活用計画では、松江城天守の保存活用に係わる重要な要素として本丸地区の環境保全計画を示しており、本保存活用計画は重要文化財松江城天守保存活用計画との整合を図りながら、史跡全体としての保存活用の具体化と整備の方向性、史跡の周辺環境の保全についての指針を示すこととする。

第3節 委員会の設置

松江市は、平成 3（1991）年に検討委員会を設置し、毎年、次年度の史跡松江城の整備計画について検討委員会に諮りながら事業を進めてきた。

また、平成 23（2011）年度には松江城天守を将来にわたって良好な状態で維持管理するため、重要文化財松江城天守保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁や島根県の指導・助言を得ながら、平成 25（2013）年度に重要文化財松江城天守保存活用計画を策定した。

更に、今回、環境整備指針の見直しを図り、新たな保存活用計画の策定を進めるに当たっては、既存の検討委員会を母体として、そこに新たに近世史の専門研究者を加える形で史跡松江城保存活用計画策定委員会を設置し、文化庁や島根県の協力のもと、計画策定を進めていく。

(1)委員会組織

・委員

委員長：渡邊定夫（東京大学名誉教授・都市工学）

委 員：勝部 昭（松江市文化財保護審議会委員、島根県文化財保護審議会委員・考古）

佐藤仁志（松江市文化財保護審議会委員、日本樹木医会島根県支部支部長・植生）

田中哲雄（日本城郭研究センター名誉館長・史跡整備）

中井 均（滋賀県立大学人間文化学部教授・城郭）

松尾 寿（島根大学名誉教授・近世史）

・助言者

文化庁文化財部記念物課：浅野文化財調査官

島根県教育庁文化財課：椿調整監

・事務局

松江市歴史まちづくり部

(2)委員会開催経過

・第1回 史跡松江城保存管理計画策定委員会

開催日：平成 27 年 2 月 1 日（日）午前 10 時～12 時

場 所：松江市役所第 4 別館 3 階教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：保存管理計画策定事業の概要について

保存管理計画の全体構成とスケジュールについて

・第2回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成 27 年 10 月 22 日（木）午後 1 時～3 時

場 所：松江市役所第 4 別館 3 階教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、佐藤委員、田中委員、松尾委員、中井委員

議 事：第1章「沿革と目的」の承認について、第2章「史跡松江城の概要」について、
第3章「保存・管理」について

・第3回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成28年2月17日（水）午前10時～12時

場 所：松江市役所西棟3階 第2常任委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：第2章「史跡松江城の概要」の承認について、第3章「保存・管理」の承認について

・第4回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成28年9月30日（金）午前10時～12時

場 所：松江市役所第4別館3階 教育委員会室

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：第3章「保存・管理」の再提案について、第4章「整備・活用」について、
第5章「保存活用計画の推進体制」について、第6章「今後の課題と方向性」について

・第5回 史跡松江城保存活用計画策定委員会

開催日：平成28年12月22日（木）午前10時～12時

場 所：松江歴史館 歴史の指南所

出席委員：渡邊委員長、勝部委員、佐藤委員、田中委員、松尾委員

議 事：前回の指摘事項について
計画の内容について

第4節 計画の周知及び見直し

本計画の実施に当たり、松江市は関係者、関係機関、関係部署等への周知に努めるものとする。

また、本計画は、今後の学術調査・研究の進展、社会情勢の変化等を勘案し、必要に応じて見直しを図るものとする。その際には関係者等との協議を図り、お互いの合意に基づいて進めることとする。

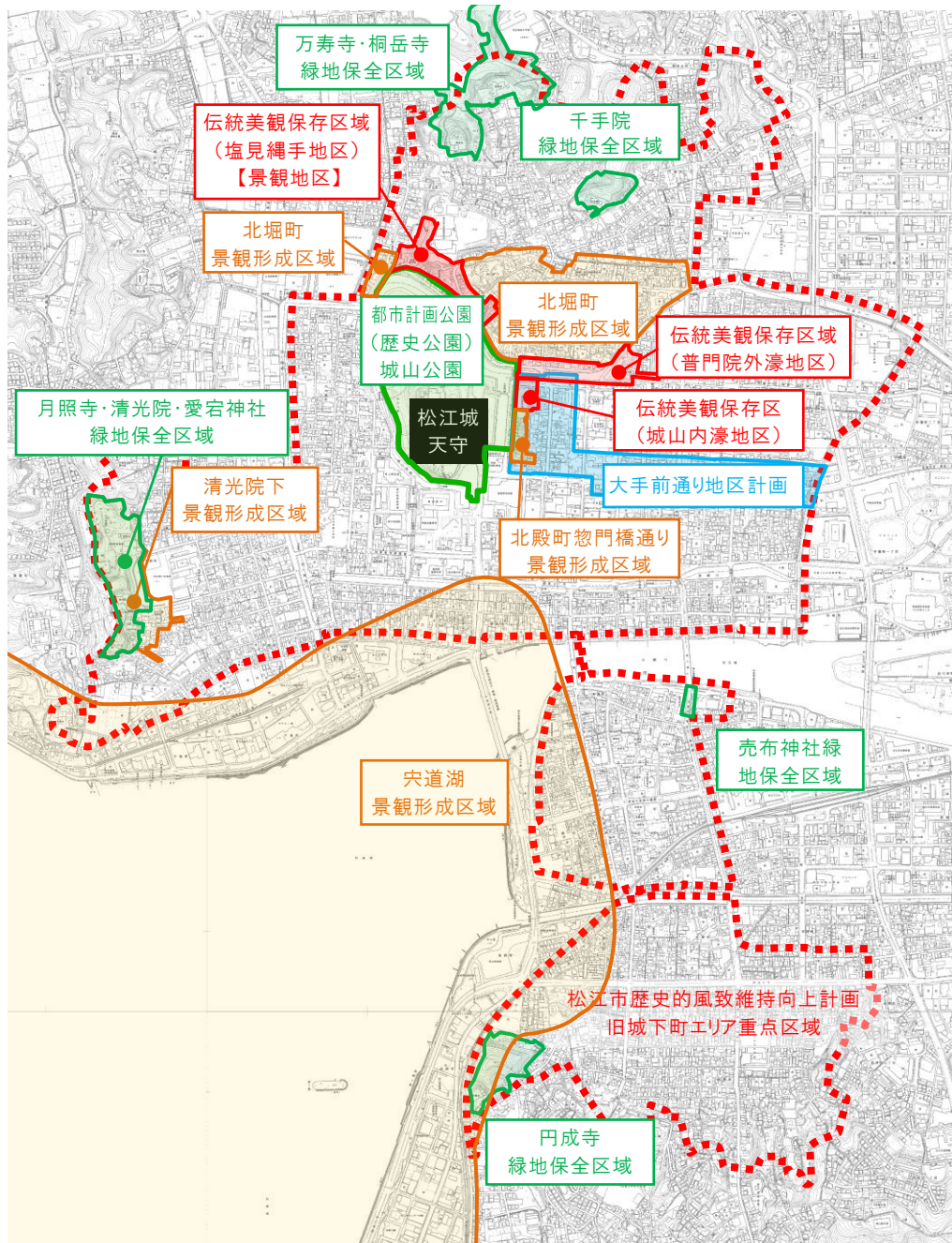
第5節 計画対象範囲

史跡松江城は、天守や石垣、堀などの旧態をよく残し、山陰地方を代表する近世城郭として昭和9（1934）年に史跡に指定されて以降、平成26（2014）年10月までの間に条件が整った部分について追加指定して保護を図ってきた。

しかし、城郭全域の史跡指定には至っておらず、指定地外の部分に関する追加指定や保存の取り組み等についての方向性を示すことが求められる。また、慶長期創建の天守が遺存し国宝にも

指定されているという全国でも数少ない城郭としての史跡の価値を顕在化させる上で、周辺地域の環境や景観も含めて検討を行う必要がある。

こうしたことから、本保存活用計画では、史跡指定範囲に現状の未指定部分と、伝統美観保存区域及び北堀町景観形成区域の内堀に面した部分、更に伝統美観保存区域城山内濠地区から大手前に至る区域を加えた範囲を計画対象範囲とする。なお本文中での各曲輪の呼称については図 1-3 による。



※朱書点線は、「松江城下絵図」元文～延享年間(1736～1748)島根県立図書館蔵に見える城下町の範囲を示している。また、この範囲は「松江市歴史的風致維持向上計画」の旧城下町エリア重点区域を表している。

図 1-1 史跡松江城及び城下町全体図

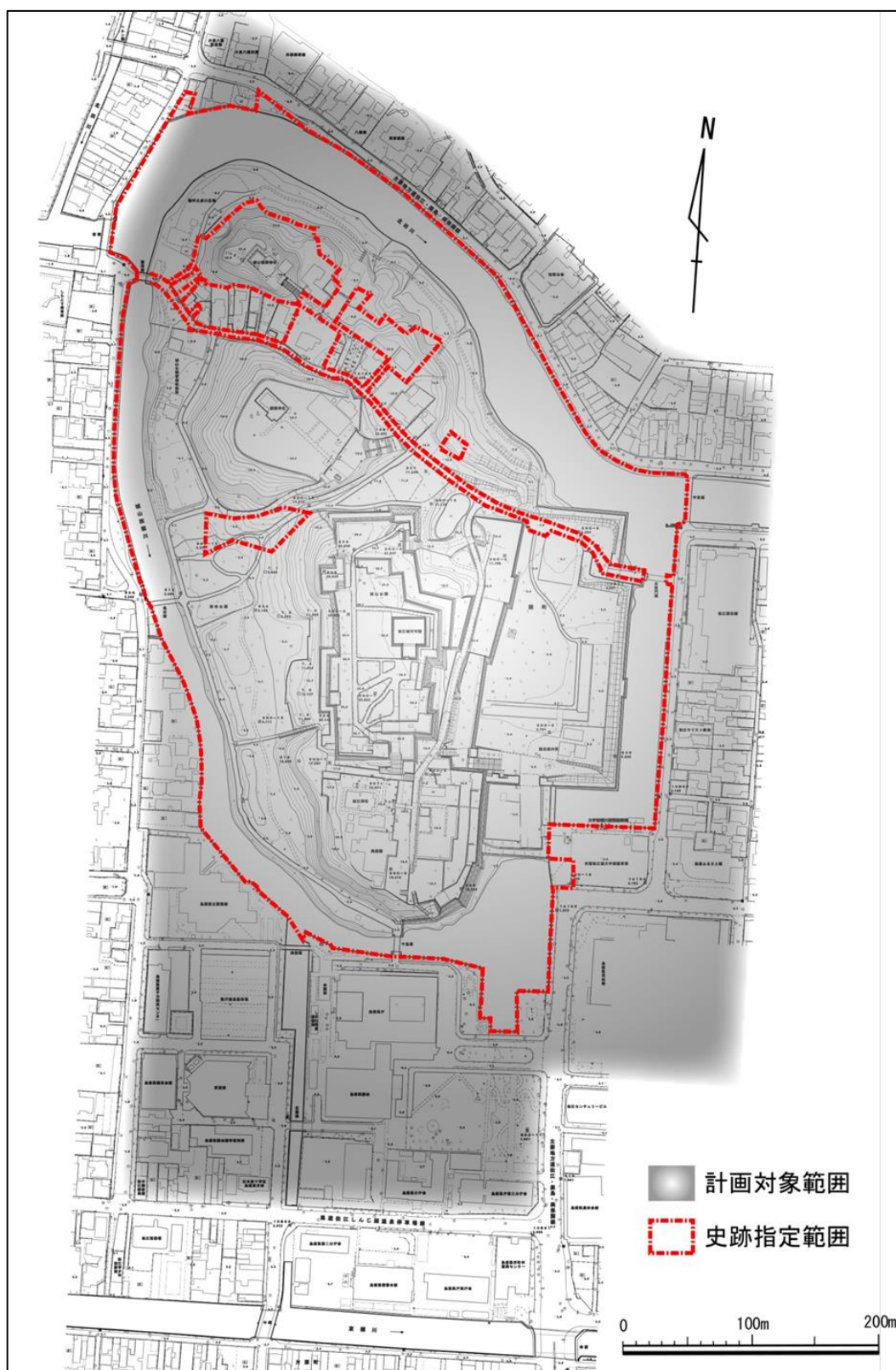


図1-2 史跡松江城計画対象範囲図

各曲輪の呼称については、平成 29 年度に刊行予定の「別編 松江城」が執筆編集されるにあたってその執筆グループである「松江城部会」で論議され、統一呼称が決定されたので、それを使用することとする。

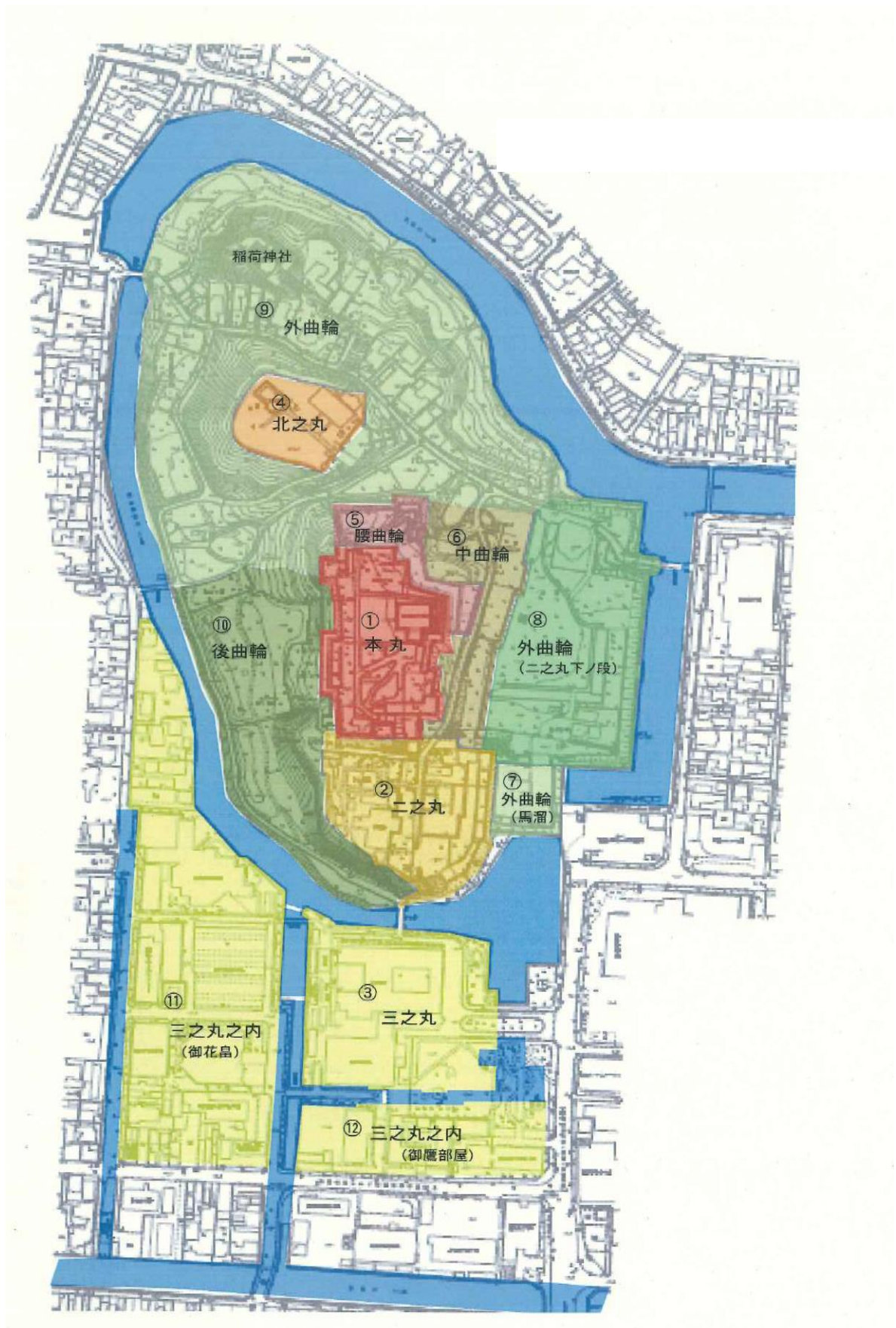


図 1-3 城郭松江城呼称図